告示

○総務省告示第七十一号

無線局運用規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号）第二百六十二条の二ただし書の規定に基づき、平成十八年総務省告示第百二号（無線局運用規則第二百六十二条の二の表下欄に掲げる海域において同条の規定を適用しない場合を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十二年三月四日

総務大臣　原口　一博

第一項を次のように改める。

一　次の表の上欄に掲げる沿岸国の低潮線から一二五キロメートル以内の海域において、それぞれ同表の下欄に掲げる周波数の電波を使用する場合

沿岸国	周波数
サウジアラビア王国	一四・〇GHzを超え一四・五GHz以下
オーストラリア連邦	一四・三GHzを超え一四・五GHz以下
バーレーン王国	一四・〇GHzを超え一四・五GHz以下
ブルネイ・ダルサラーム国	一四・〇GHzを超え一四・三GHz以下
キプロス共和国	一四・〇GHzを超え一四・五GHz以下
大韓民国	一四・〇GHzを超え一四・四GHz以下
アラブ首長国連邦	一四・〇GHzを超え一四・五GHz以下（注）
ロシア連邦 ギリシャ共和国	一四・〇GHzを超え一四・五GHz以下
インドネシア共和国	一四・〇GHzを超え一四・三五GHz以下
イラン・イスラム共和国 イラク共和国	一四・〇GHzを超え一四・五GHz以下
イスラエル国	一四・〇GHzを超え一四・三GHz以下
イタリア共和国	一四・二五GHzを超え一四・三GHz以下
クウェート国 マレーシア マルタ共和国	一四・〇GHzを超え一四・五GHz以下
ニュージーランド	一四・三GHzを超え一四・五GHz以下
オマーン国	一四・〇GHzを超え一四・五GHz以下
パキスタン・イスラム共和国	一四・〇GHzを超え一四・四GHz以下（注）
パプアニューギニア独立国	一四・三GHzを超え一四・五GHz以下
フィリピン共和国	一四・〇GHzを超え一四・五GHz以下（注）
カタール国	一四・〇GHzを超え一四・五GHz以下
シリア・アラブ共和国	一四・〇GHzを超え一四・三GHz以下（注）
シンガポール共和国	一四・〇GHzを超え一四・二五GHz以下（注）
スーダン共和国	一四・〇GHzを超え一四・三GHz以下
スリランカ民主社会主義共和国	一四・〇GHzを超え一四・四GHz以下
タンザニア連合共和国	一四・〇GHzを超え一四・三GHz以下
タイ王国	一四・〇GHzを超え一四・五GHz以下

注　無線通信規則第五条の周波数分配表において一次業務として分配されている固定業務又は移動業務の無線局からの有害な混信を容認する場合に限る。